



【修景施設周辺の作業スペースについて】

○借用期間

・令和4年4月から令和8年12月まで貸出可能。

○使用について

1. 出入リゲート設置の上、出入り以外では閉門徹底管理を行うこと。
2. 重機乗り入れの際は誘導員配置を徹底すること。
3. 本工事車両は、北側入口から進入すること。（維持管理動線は使用しない）
4. 修景施設周辺の作業スペースへの出入り以外、維持管理動線には原則立ち入らないこと。
5. 資機材搬出入の際に、クレーン、トラックを維持管理動線に配置する場合は、誘導員配置の上、一時的に片側通行規制のみ許可する。
6. 作業スペースには原則、仮囲いを行うこと。
7. 工事後にフェンス、植栽等の現況復旧を行うこと。
8. 作業スペースに池ろ過装置が干渉するようであれば、移設し工事後に復旧する。
9. 修景施設は、流出抑制施設としての機能があるため、使用期間において、流出抑制施設の機能を維持すること。
10. 流出抑制施設の上部を使用する場合は、必要に応じて事業者の責任のもと、足場・ステージ等を組み使用すること。
11. 特高設備周辺は高圧ケーブルを埋設しているため、作業スペースの設置及び運用等を含む詳細については、監督員と協議すること。